**平成２２年（フ）第２４３７号**
大阪市東住吉区鷹合４丁目12番４号
債務者　平田　義男
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２４４１号**
大阪府大東市谷川２丁目８番36号　シャルトコンポン１Ｂ
債務者　三嶋　　明
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２４４７号**
大阪市住吉区苅田７丁目11番５－５Ｂ号
債務者　中橋佳菜子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２４４８号**
大阪府門真市中町５番10号
債務者　葛原　由紀
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３４２号**
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目８番20号
債務者　佐藤　　満
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４２５号**
仙台市宮城野区宮千代１丁目16番地の12　グリーンハイツ宮千代301
債務者　飯川　泰志
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５９号**
仙台市宮城野区岩切字観音前49番地の６
債務者　小松真由美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第４６３号**
仙台市若林区大和町３丁目13番５号
債務者　名幡　　敦
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第８６号**
茨城県つくば市大形1303番地５
債務者　中山　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第９４号**
茨城県つくば市西大井1710番地98
債務者　下村すみい
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第５０号**
金沢市北町丁24番地　北村アパートＡ号室、従前の住所石川県能美市徳山町タ２番地35
債務者　坂本　年夫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第５１号**
金沢市北町丁24番地　北村アパートＡ号室、従前の住所石川県能美市徳山町タ２番地35
債務者　坂本　芳恵
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２５５８号**
愛知県半田市港本町３丁目95番地
債務者　山田　錬治
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２１４号**
愛知県豊田市広幡町日陰島45番地３
債務者　河野けさえ（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第２７２号**
滋賀県近江八幡市生須町15番地、前住所北海道川上郡弟子屈町字奥春別375番地19
債務者　ビデオフロンティアこと　髙本　好弘
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第２９号**
滋賀県彦根市高宮町1835番地
債務者　北川由美子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第１６号**
兵庫県姫路市網干区津市場731番地１　津市場県住１棟305号
債務者　川元　直美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部